

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

書面等	様式
開示請求書(法第十九条の十六第三項)	別記様式第一号
提出命令書(法第十九条の十六第五項)	別記様式第二号
提出命令期間の延長申出書(法第十九条の十六第七項及び第八項)	別記様式第三号
特別な事情による提出命令期間の延長申出書(法第十九条の十六第七項及び第八項)	別記様式第三号の二
提出期間の延長通知書(法第十九条の十六第九項)	別記様式第四号
開示決定通知書(法第十九条の十六第十一項)	別記様式第五号
不開示決定通知書(法第十九条の十六第十二項)	別記様式第六号
開示決定等の期間の延長通知書(法第十九条の十六第十三項)	別記様式第七号
開示決定等の期間の延長通知書(法第十九条の十六第十四項)	別記様式第八号
開示の実施方法等申出書(令第十一条第一項)	別記様式第九号
更なる開示の申出書(令第十一条第三項)	別記様式第十号

別記様式第二号中

「4 提出期限の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から 20 日以内に提出できない場合は、30 日間延長を求めることができます。期限の延長を求めるときは、提出命令があった日から 20 日以内に、延長を求める期間、その理由、事務の状況などを記載した書面を広島県選挙管理委員会あてに提出してください。

なお、提出期限の延長があった場合は、開示請求者に対しその旨通知されま

す。

」

「4 提出期間の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から 20 日以内に提出できない場合は、提出期間の延長を求められます。

提出期間の延長を求めるときは、提出命令があった日から 20 日以内に、延長を求める期間（30 日）及び延長しなければならない正当な事由を記載した書面を広島選挙管理委員会あてに提出してください。提出命令があった日から 50 日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、提出命令があった日から 20 日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するために必要な最小限度の期間（31 日以上 60 日以内）及び当該特別な事情を記載した書面を提出してください。

なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対しその旨通知されません。

ひらがな。

別記様式第三号のひらがな。

別記様式第 3 号(第 2 条関係)

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政(治)団体の名称 _____
会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(平成 年 月 日付け県選第 号)により通知があったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第14条の2の5第1項の規定に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 年 月 日

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため(第1号に該当)

公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類

衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他(以下に具体的に記載してください。)

(2) 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため(第2号に該当)
(以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載してください。)

別記様式第三号の次に、次の一様式を加える。

別記様式第3号の2(第2条関係)

平成 年 月 日

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会 計 責 任 者 の 氏 名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(平成 年 月 日付け県選第 号)により
通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び
第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第14条の2の5第2項の規定
に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

- 1 延長を求める期間 _____ 日間
(31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するた
めに必要な最小限度の期間)
- 2 命令があつた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 延長を求める理由
提出命令があつた日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務
処理上困難な特別な事情があるため
(当該特別な事情)

別記様式第三号の2「提出期限」を「提出期間」とし、「第19条の16第7項」を「第19
条の16第7項及び第8項」とし、「第19条の16第7項」を「第19条の16第7項」

別記様式第七号の2「期限」を「期間」とし、「第19条の16第7項」

別記様式第八号の2「開示決定等の期限の延長」を「開示決定等の期間の延長」とし、「
開示決定等の期限を延長」を「開示決定等の期間を延長」とし、「第19条の16第7項」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。